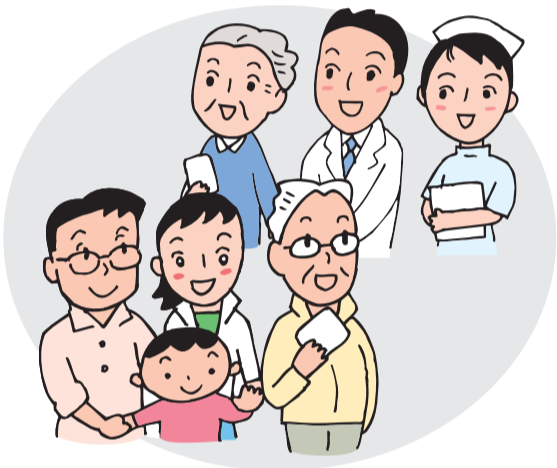
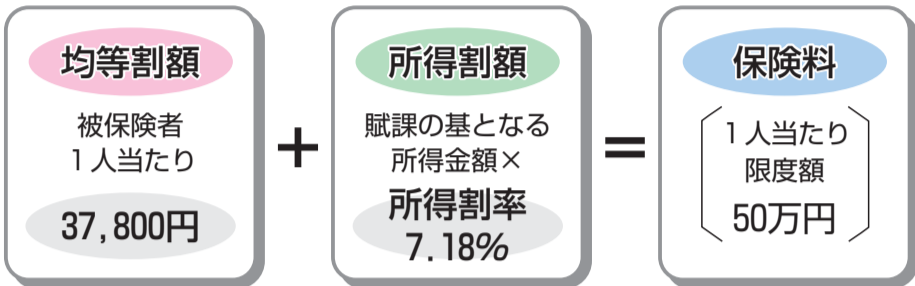


平成22年度・23年度の 保険料率決まる

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されます。
東京都の平成22年度・23年度の保険料は均等割額が37,800円、所得割率は7.18%です(島しょなど医療給付費が低い地域を除く)。
均等割額と所得割額の合計額が保険料となります。



賦課の基となる 所得金額

前年の総所得・山林所得・株式譲渡所得などの合計額から基礎控除額33万円を引いた金額(雑損失の繰越控除額は控除されません)です。

保険料の軽減

表1 均等割額の軽減

世帯主および被保険者本人の合計所得金額が基準額を超えない場合、均等割額が軽減されます。

基準額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円	8.5割	5,600円
8.5割軽減の対象者で、被保険者全員の年金収入額が80万円以下(その他の所得なし)	9割	3,700円
33万円 + (24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く))	5割	18,900円
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割	30,240円

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定。

表2 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」が基準額までの方を対象に所得割額が軽減されます。

	基準額(年金収入のみの場合)	軽減割合
①	15万円(年金収入168万円)まで	全額
②	20万円(年金収入173万円)まで	75%
③	58万円(年金収入211万円)まで	50%

※①および②は東京都広域連合独自の軽減措置。

会社の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減となります。

保険料を計算してみましょう

《例》年金収入(年間200万円)のみの単身世帯の場合

※年金控除額は年金収入額が330万円未満の場合、120万円です(年金収入額によって変わります)。



〔均等割額の計算〕

均等割額の軽減を受けられるか確認しましょう。

$$\text{年金収入} \quad \text{年金控除額} \quad \text{高齢者特別控除額}$$

$$200\text{万円} - 120\text{万円} - 15\text{万円} = 65\text{万円} \text{ (A)}$$

(A)は表1の基準額を下回るなので、均等割額は37,800円が2割軽減された**30,240円**になります。

〔所得割額の計算〕

所得割額の軽減を受けられるか確認しましょう。

$$\text{年金収入} \quad \text{年金控除額} \quad \text{基礎控除額}$$

$$200\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円} = 47\text{万円} \text{ (B)}$$

$$\text{所得割率} \quad \text{減額割合} \quad \text{所得割額}$$

$$47\text{万円} \text{ (B)} \times 7.18\% \times (100 - 50)\% = 16,873\text{円}$$

(B)は表2の58万円を下回るなので、所得割額は50%減額された**16,873円**になります。

〔保険料の計算〕

保険料を算出してみましょう。

$$\text{均等割額} \quad \text{所得割額} \quad \text{保険料}$$

$$30,240\text{円} + 16,873\text{円} = 47,113\text{円} \approx 47,100\text{円}$$

1年間の後期高齢者医療保険料は47,100円です。

100円未満切り捨て

保険料の納付方法

保険料は原則として、介護保険料と同様に年金から天引きされます(特別徴収)。ただし、年金受給額が年間18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書で納めます(普通徴収)。

特別徴収

仮徴収 (平成20年中の所得で計算)			本徴収 (平成21年中の所得で計算)		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	翌2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます。			所得確定後は年間額から仮徴収分を差し引いた保険料を納めます。		

年金天引きや納付書のほか、口座振替による納付も可能です。希望される方はご相談ください。

※75歳の誕生日を迎えた方など、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合は、当分の間、普通徴収となります。

普通徴収

7月から翌年2月まで8期で納めます。金融機関の窓口または市役所、東部・西部出張所、動く市役所で納めてください。



保険料の控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税の計算時に社会保険料として控除されます。

特別徴収の場合、年金天引きされている本人に控除が適用されますが、世帯主または配偶者の口座からの振替に変更すると、口座の名義人に社会保険料控除が適用されます。

問合せ

保険年金課後期高齢者医療係
☎042 (346) 9538

制度・運営に関すること

広域連合お問合せセンター

☎0570 (086519)

東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合)

☎03 (3222) 4499